

協働推進にむけて

提案者 工藤澄子

2012.4.23

1. NPOの経験から

① NPO等の市民活動

- ・自分自身や地域の人々を対象に
- ・生活課題の解決や暮らしの質的向上を目的に
- ・独自のミッションをもって活動している

その点で広く公益性のある活動といえる。

さまざまな領域で活動している（NPOの活動領域 20領域）

小田原市の市民活動登録数 440団体位 NPO 60位

② 抱える問題点（≠支援してほしいこと）

- ・資金・・・・・・・・・・・・・・・・（資金の援助）
- ・スタッフ不足・・・・・・・・・・・・（PR／広報）
- ・場所、設備・・・・・・・・・・・・（場所を提供して欲しい）

③活動を展開していくための情報提供や支援

- ・定例会や講演会の場所が欲しい・・・・・・・・ 市民活動サポートセンター
生涯学習センター
- ・PR用のパンフレットを公共機関に置きたい・・・・ サポセン、社協
- ・この課題解決に向けて行政と話がしたい・・・・ 担当課に行き事業紹介
なかなか敷居が高くて行きにくい実感
- ・行政に後援してもらえないか・・・・・・・・ 名義後援
- ・行政がもっている情報をもらいたい・・・・・・・・ 統計データ
- ・講演会の講師として市の職員を派遣してもらいたい・・ 職員の派遣
- ・もっと広く広報したい、行政のバックアップ
・・・・・・・・・・・・ 市民活動応援補助金応募
- ・他の団体はどうしているのだろうか？・・・・ 他団体とのネットワーク
- ・市民活動のノウハウを教えてくれるところは？・・ 地域政策課
市民活動サポートセンター
各担当部署
- ・事業所開設して事業を展開したい
まとまった資金を支援してくれるところ・・・・ 助成金情報
かながわ基金 21
- ・広報おだわら、市民活動応援補助金紹介コーナーに掲載
- ・市長の現場訪問、ホームページへの掲載
- ・自分たちの取り組みを行政に生かしたい
- ・行政と一緒に課題解決に向けて、調査やモデル事業をしたい

④ 行政支援のメリット・デメリット

メリット

団体や事業に対する信頼と協力（行政がバックアップしているんだから）
財政基盤の補助、強化（事業の安定・拡大）
人材・スタッフ確保（スタッフの活動費、外部講師招請が可能になるなど）
事業への参加者、賛同者の増大
会員やボランティアのモチベーションの高揚

デメリット

私的経験からはデメリットはありませんでしたが・・・

補助金や助成金をもらうための提案書になりかねない

→本来その事業が何をめざすべきか、方向性が曖昧になるケース

行政の下請け的になり、地域（受益者）のニーズにあった事業展開ができにくい

→行政の視点、団体の視点が食い違う可能性がある

→市民生活の何がよくなったのか？を評価するのはむずかしい

⑤ 問題点 相談窓口はどこかわからない

後援、共催、補助事業、協働事業、委託事業、指定管理者などの行政のしくみがわからない

提案1 市民活動団体等の市民力を生かすしくみが必要

資料1 市民活動推進条例に基づく施策の実現

1. 市民活動団体等の相談窓口、協議の場の所轄課

現在は地域政策課がその業務を行っていると思うが、市民にわかりやすく「市民活動相談窓口」または「協働推進課」などの名称で実施するのが望ましい

複数の部局にまたがることや、所管部局が明確でない場合もあると考えられるので、行政の縦割りにはとらわれず相談を受けられることが望ましい

市民活動サポートセンターの役割強化

2. 市民活動応援補助金、協働事業公募プレゼンテーション等に市側の担当者が参加するなど、行政からNPO等の情報を知る努力

NPO等の市民活動の理解を深める、職員教育

提案2 市民活動団体の情報センターが必要

1. 協働に関する情報

2. 市民活動団体のデータベース（補助金・協働に取り組んだ団体などの報告書など）

資料—1 市民活動推進条例

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動が活発に行われるよう市民活動の推進に資する施策を策定し、及び実施するものとする。

第8条 第4条の規定に基づく施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 活動の場の提供に関すること。
- (2) 財政的支援及びその仕組みづくりに関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動を行うもの、市民、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関すること。
- (5) 社会体験活動の機会の提供に関すること。
- (6) 潜在的な人材の発掘及びその育成に関すること。
- (7) 市民活動をたたえ合う社会の形成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

2. 協働の意義

(1) 多様な市民ニーズへの柔軟な対応

行政とNPO等が各々の特性や資源を生かしあうことにより、相乗効果が期待され、多様なニーズに的確かつ柔軟に応え、市民の暮らしを豊かにすること。

(2) 市民活動の活性化

市民活動団体等の持つ地域社会づくりの力や先駆性、専門性、行動力を生かし、市と当該団体等が協働することにより、活力ある地域社会や生きがいのある暮らしを創造していくこと。

提案3 協働にはさまざまなかたちがあるが、それらについて周知することが必要

協働事業、共催、実行委員会、事業協力、指定管理者、委託、補助、後援など。

これらは、「協働」に欠かせない要素であり、これらの市の施策すべてが公平かつ公正に活用されることが重要である。施策または事業の概要、活用方法などを周知すべきである。公募によらない協働(協定・委託)事業があれば、その理由も周知することが望ましい。

「協働事業」 課題認識、目的及びプロセスを共有し、相乗効果、相互補完性を発揮するなど協力して、公益を目的とする事業に取り組む事業

「補助事業」 市民活動の推進を奨励する助成、市民活動応援補助金事業

「委託事業」 本来行政が取り組むべき領域について委託する事業

「共催」「後援」 個々のプログラムの企画や実施を支援する

「指定管理」 指定管理施設一覧

3. 協働事業に適した事業とは

- ・行政のシステム上、すぐに本格的な実施はできないが、地域社会にとって必要な公益事業
- ・単独で行うよりも相乗効果が期待できる事業
- ・地域社会の課題に対して、市民活動団体等が先駆的に取り組んでいる事業

提案4 協働事業に市民提案型協働事業を加える

- ・行政の視点だけで「協働になじまない」「市民活動の特性を生かせる事業ではない」「行政が単独で担うべき事業である」などと判断したのでは、市民の立場に立った市民活動の視点や提案が活かされない。
- ・協働に取り組んでいる部署と取り組んでいない部署があるとすれば、行政提案型のみでは取り上げるテーマに偏りができる。
- ・必要な事業費は、協働の予算として計上され、担当部署の予算とは別枠にされることにより、資金面で市民活動団体等が担当課と対等な関係を保持しながら事業を進めやすい。
- ・市民活動団体や市民のモチベーションが高まり、市民力の活性が期待できる。

4. 協働事業の進め方

・行政提案型

現在市が実施している事業および今後市が担うべき事業のうち、市民活動団体と協働で行うことで、効果があがることが期待できる事業。

行政から事業概要を提示し、公募により実施団体（1団体または複数）選考し、市民活動団体等の主体性・自主性、先駆性・専門性を施策に活かして事業を実施し、公益に資する。

・市民提案型

地域社会にとって必要な公益事業で、市民活動団体が先駆的に行っている事業で、市と協働で行うことにより、一層の効果が期待できる事業。

NPO等の市民活動団体から事業概要や目的を提案し、行政側の担当部署との協議により実施し、公益に資する

公募

事業概要

行政提案型では、事業名とともに概要や課題などを提示する必要がある。

公募期間 できる限り広く周知する（公正性の確保）説明会の開催

選考 協働事業の相手方となる団体等を決定

選考委員会

書面審査

プレゼンテーション

協議 提案団体と事業所轄課とで、事業内容、実施方法、費用・役割分担について
協議

実施事業の決定

協定締結

事業実施

報告・評価 両者で評価報告

公表 (透明性の確保) 応募状況 選考結果

5. 協働事業を実施するにあたって踏まえるべき基本的事項

「対等な関係の保持」

NPO等の主体性・自主性を尊重し、NPO等との対等な関係を保持すること。
任せきりや依存しすぎにならないこと

「課題認識と目的の共有」

協働で実施する事業について現状や課題に対する認識や目的を市とNPO等が共有すること。

「プロセスの共有」

協働事業の企画立案、実施、評価の各段階において、市とNPO等が対等に協議する機会を設けることにより、協働事業のプロセスを共有すること。

「役割分担と責任分担の明確化」

相互の役割分担及び責任分担を明確にすること。
市は資金提供だけで、実施はすべてNPO等に任せるということにならない

「相互理解の促進」

県の制度や組織等に関する情報を分かりやすく提供するとともに、NPO等の活動の目的や組織等を理解し、相互理解を促進すること。

「時限の設定」

あらかじめ、実施期間を定める。

「公平性・公正性の確保」

協働事業の相手方となるNPO等の選定やNPO等から提案された事業の選定にあたっては、公平な条件を設定し、公正な選定を行うこと。

「透明性の確保」

相互の了解のもとで、協働事業のプロセスや成果に関する情報を公開し、透明性を確保すること。

6. その他

事業費についての規定

市が負担する経費の範囲

決算の方法 (会計状況の監査)